

【基本的な考え方】

- 大阪府からの、イベント・集会の自粛要請に協力いただいていることから、**府民（利用者）の負担はできる限り少なくなるよう対応する**
- **指定管理者や事業者の負担についても、府としてできる範囲で対応する**

【分類ごとの基本方針】**■府有施設の利用をキャンセルした場合の利用料金**

⇒府の自粛要請によりキャンセルされた案件については、利用料金は徴収せず、徴収済みの場合は利用者に還付する。

キャンセル料相当額については、府が負担。

指定管理者に委託している場合は、府が指定管理者に補填。

■府有施設の休館中の利用料金（入館料等）

⇒休館中に得られなかった利用料金（入館料等）相当額は府が負担。

指定管理者に委託している場合は、府が指定管理者に補填。

■府主催・共催イベントを中止した場合の費用

⇒中止時点までに要した準備費用を府が負担。（共催の場合は、共催者間で協議して判断。）

■イベントや整備事業の中止等の際の府補助金

⇒中止の場合：中止時点までに要した準備経費を対象に、府は補助率を上限として補助

延期の場合：事業期間延長に伴う費用増を対象に、繰越の上、府は補助率を上限として翌年度補助

■建設工事等の休止に伴う増加費用

⇒府が負担。